

**令和8年度 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会**  
**奈良県中央善意銀行助成金(ビギナーコース) 募集要項**  
**【誰一人取り残さない地域のつながりづくり】**

奈良県中央善意銀行は、県内における地域福祉の推進を目的として、県民の皆様からの寄付をより効果的に反映させるため、善意の助成事業を実施しています。

令和8年度の助成事業では、以下の内容により助成を行います。

奈良県中央善意銀行では「一人ひとりが大切にされ、ともに支え合うまちづくり」の実現を目指し、地域福祉活動を目的とする団体に対して支援をしていきます。

## 1. 対象団体

1) 本助成の対象は、次の要件をすべて満たす民間団体とします。

- (1) 地域福祉活動を目的として活動している団体（法人格の有無は不問）であること。
- (2) 構成員が複数名であること。
- (3) 後述の「8. 助成先団体に求められる義務・条件」に同意いただける団体

**※ただし、過去3年以内（令和5年度から令和7年度まで）に本助成（ビギナーコース、ステップアップコースおよび奈良県中央善意銀行預託金配分事業を含む）を受けた団体は対象外とします。**

2) 次のいずれかに該当する団体を優先的に助成します。

- (1) 活動歴1年未満の団体
- (2) 過去、本助成、その他の助成を申請した経験がない団体

## 2. 対象事業

1) 次の要件に該当する事業とします。

- (1) 【誰一人取り残さない地域のつながりづくり】に資する地域福祉活動であり、奈良県内で行われる事業であること。なお、本助成は、当該事業に要する経費の一部または全部（上限あり）を助成します。
- (2) **令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施する事業であること。**
- (3) 団体として**新たに取り組む事業（過去実施した事業の継続は不可）**であること。

【対象事業例】 ※以下は一例であり、これらに限定されるものではありません。

- ◆こども、子育て支援を応援する基盤づくりを進め、地域に福祉的效果を還元し、貢献する事業
- ◆住民と地域が協働して事業を展開し、地域に福祉的效果を還元し、貢献する事業
- ◆福祉分野において要援護者への支援やサービスが十分に整備されていない分野を対象としている事業
- ◆要援護者への理解と要援護者が地域社会へ参加できるきっかけづくり等のため、地域社会に啓発を促す事業

2) 次のいずれかに該当する事業は**対象外**とします。

- (1) 国または地方公共団体が実施する事業または実施を委託する事業
- (2) 営利目的の事業（株式会社、有限会社など営利法人が実施する事業）
- (3) 外部委託が助成申請金額の50%以上を占める事業
- (4) 他の団体からの助成金を活用して実施する事業  
(助成申請中での応募は可能ですが、本助成決定後に他の団体からの助成が確定した場合は、本助成の対象からはご辞退いただきます。)
- (5) 実施団体名の変更のみで過去から実施されている事業、又は著しく類似した事業
- (6) 備品や物品購入のみを目的とした事業（活動に対する助成を主目的にしています）

### 3. 対象となる経費

- 1) 申請事業の実施に必要な費用（諸謝金、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、備品費、食料費、図書費、賃借料、業務委託費、保険料、雑費（その他））を対象とします。
  - 2) 次の経費は対象外とします。
    - (1) 申請団体構成員に対する謝金および人件費、宿泊費、車両購入費、個人の生活支援にかかる費用
    - (2) 購入額の合計が1万円を超える食料費
    - (3) 購入額の合計が3万円を超える備品費
    - (4) 購入額の合計が2万円を超える図書費
    - (5) 支出の事実や金額を客観的に確認できない経費（支払先・金額・日付が確認できないものを含む）
- ※上記の費用を事業費に含む場合、自己資金等の財源から支出することを申請事業収支予算書に明記ください。

### 4. 助成金額

1 団体の上限金額 15万円（7団体程度を採択予定）

### 5. 選考方法・発表

奈良県中央善意銀行運営委員会において選考を行い、結果は令和8年7月上旬を目処に申込団体すべてに文書にてご通知します。なお、不採択にかかわる理由等についてはお知らせできませんので、予めご了承ください。

### 6. 申込受付期間

令和8年3月2日（月）～4月17日（金）当日消印有効

※持参の場合の受付時間は、9時から17時とします。

### 7. 申込方法

別紙「奈良県中央善意銀行助成金申請書類」（第1号様式、様式1、申請事業収支予算書）に必要な事項を記入の上、必要な添付書類を添えて、下記宛にメールまたは郵送してください。場合によっては、電話等で事業内容のヒアリングを行うことがあります。なお、ご提出いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承ください。

**【申込書類ダウンロード】** 奈良県社会福祉協議会ホームページより取得できます。

◆奈良県社会福祉協議会 <https://nara-shakyo.jp/pages/107/>

**【申込書類送付先】**

（郵送）〒634-0061 橿原市大久保町320-11県社会福祉総合センター2F

奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター（吉田・水本） 宛

（メール）：[nara-vc@nara-shakyo.jp](mailto:nara-vc@nara-shakyo.jp)

## 8. 助成先団体に求められる義務・条件

- 1) 採択後、説明会へ出席すること  
令和8年8月1日（土）10時から11時まで実施する「事業実施に係る説明会（※オンライン参加可）」に出席できること。  
※やむを得ない事由により出席が困難な場合は、事前にご相談ください。
- 2) 完了報告書および決算報告書、経費証憑書類の提出を行うこと  
事業終了後2か月以内、または令和9年4月2日（金）のいずれか早い日までに、事業完了報告書および決算報告書（証憑書類含む）を所定の様式により作成し、提出すること。  
なお、事業実施期間中に事業内容の変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請を行うこと。
- 3) 助成事業の公表等への協力が可能なこと  
助成が決定した場合、団体名および助成内容を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。  
また、本会が実施するセミナー等において、助成事業の活動報告をお願いする場合があります。
- 4) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。
  - (1) 申請事業の決算額が、助成金額を下回ったとき
  - (2) 助成決定後に、事業を停止または休止したとき
  - (3) 助成決定後に、事業を実施しなかったとき
  - (4) 完了報告書および決算報告書、経費証憑書類の提出がなかったとき

## 9. スケジュール

公募期間：令和8年3月2日（月）～4月17日（金）

結果通知：令和8年7月上旬 ※予定

説明会：令和8年8月1日（土）10:00～11:00 ※採択団体のみ

払出：令和8年8月下旬 ※予定（概算払い）

対象期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

## 10. その他

- 1) 申請書の受理に関する報告は、本会からは行いません。受理の確認やご不明点がありましたら、問合せ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 応募の際にご提供いただく個人情報は、選考審査情報および連絡用として使用します。

### 《問合せ先》

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター  
福祉教育・ボランティア活動係（担当：吉田、水本）  
〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター2F  
メールアドレス：nara-vc@nara-shakyo.jp  
TEL：0744-29-0155 FAX：0744-26-0234  
※月～土（祝日除く）8:30～17:00